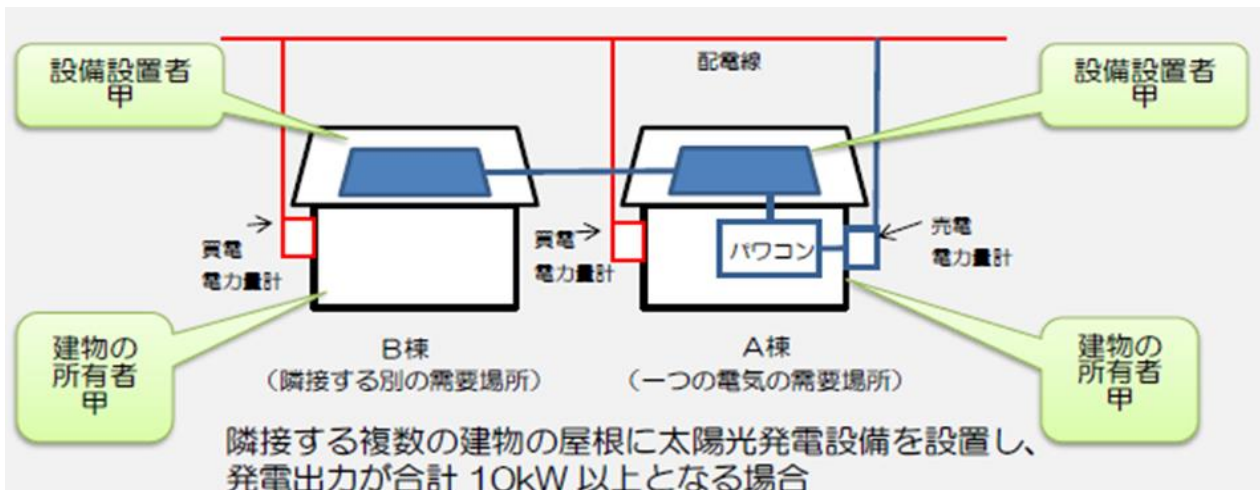


需要場所としては分かれている隣接する複数の建物の屋根に太陽光発電設備を設置する場合、当該隣接する複数の**建物の所有者**及び当該太陽光発電設備の**設置者が同一の場合**で、それぞれの需要場所が公道をまたがない電線路によって接続される場合に限って認定を受けることができます。



(建物A、Bの所有者が共に甲と乙の共有の場合、設備設置者が甲と乙の連名なら申請できます。)

複数需要場所の設備認定の申請方法

必ず「設備の所在地」に複数の建物の所在地を全て記入し、その末尾に「(複数需要場所)」と入力した上で、以下の書類を申請画面にアップロードしてください。

- ・当該隣接する複数（例えば、2棟なら2棟分）の建物（土地ではありません）の、法務局が発行する全部事項証明書(写しでも可、コピーの場合は詳細が見えることをご確認ください)、又は工事請負契約書の写し（新築で登記が済んでいない場合のみ）、配置図等の提出が必要になります。

「登記簿謄本、地図証明書(いわゆる公図)について」

※最新の権利状況が表示されていることが必要ですので、原則として**3カ月以内**に発行されたものを提出いただくようお願い致します。

※登記事項要約書、又は、一般財団法人民事法務協会がWEB上でやっている登記情報提供サービスからのデータの写しは、法的証明力が担保されないことから認められませんのでご注意ください。